

## 福祉総合情報システムアカウント運用管理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福祉総合情報システム(以下「本システム」という。)において適切なアカウント管理を行うにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、福祉総合情報システム運用管理要綱(平成25年1月1日24川健企第297号)で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) アカウント 福祉総合情報システム管理者(以下「システム管理者」という。)が利用者毎に設定する本システムへのログイン及び利用の権限に関する情報をいう。

(2) 代行ユーザアカウント 利用者が運用上自身とは別の所属又は権限を持つ者として本システムを利用するためのアカウントをいう。

(3) 本番環境 本システムにおいて通常業務を行うために利用する環境をいう。

(4) 検証環境 本システムにおいて本番環境に対してシステムの改修等の際、動作の確認を行うために利用する環境をいう。

(5) 人事異動情報 総務企画局人事部人事課長から提示される正規職員及び非常勤職員の配属情報をいう。

### (システム管理者の責務)

第3条 アカウントの管理において、システム管理者は次の業務を行う。

- (1) アカウムの付与及び廃止に関すること。
- (2) 人事異動情報を本システムに反映させるにあたり必要な措置に関すること。
- (3) 川崎市二要素認証システム運営規約に基づく、本システムにおける二要素認証システム利用者設定の申請に関すること。
- (4) アカウムの外部可搬媒体使用可否の管理に関すること。

(福祉総合情報システム情報管理責任者の責務)

第4条 福祉総合情報システム情報管理責任者(以下「情報管理責任者」という。)は、利用者の情報利用の可否判断及びアカウントに関する情報セキュリティ維持を行う。

(福祉総合情報システム利用責任者の責務)

第5条 アカウムの管理において、福祉総合情報システム利用責任者(以下「利用責任者」という。)は次の業務を行う。

- (1) アカウム権限の管理に関すること。
- (2) 所属する利用者のアカウントについての新規登録及び廃止の申請に関すること。
- (3) 所属する利用者のアカウントについての外部可搬媒体の利用開始及び廃止の申請に関すること。

(アカウントの更新等)

第6条 システム管理者は、人事異動情報に基づいてアカウントの更新又は廃止を行うこととする。

(アカウントの登録)

第7条 利用責任者は、情報管理責任者の同意を得て、本システムのアカウント登録について、システム管理者に対し次の通り申請するものとする。

- (1) 本番環境で使用するアカウントの登録及び廃止について、福祉総合情報

システムユーザアカウント申請書兼登録通知書(第1号様式)により申請を行うこととする。

(2) 本番環境で使用する代行ユーザアカウントの登録及び廃止について、福祉総合情報システム代行ユーザアカウント申請書兼登録通知書(第2号様式)により申請を行うこととする。

(3) 検証環境で使用するアカウントの登録及び廃止について、福祉総合情報システム検証環境ユーザアカウント申請書兼登録通知書(第3号様式)により申請を行うこととする。

(4) 外部可搬媒体の利用開始及び廃止について、福祉総合情報システム外部可搬媒体利用許可申請書兼登録通知書(第4号様式)により申請を行うこととする。

2 外部委託事業者はアカウントの登録及び廃止について、福祉総合情報システム事業者用ユーザアカウント申請書兼登録通知書(第5号様式)により申請を行うこととする。

3 システム管理者は、第7条第1項第1号から第3号に基づく申請によりアカウントの登録等を行った場合、情報管理責任者又は申請者へ通知するものとする。

(アカウントの廃止)

第8条 システム管理者は本システムのアカウントについて次の場合にアカウントの廃止を行うこととする。

(1) 利用責任者から第7条第1項第1号から第3号に基づく申請を受けた場合。

(2) 外部委託事業者から第7条第2項に基づく申請を受けた場合。

(3) アカウントの利用状況が確認できない場合。

(4) 前各号に定めるほか、システム管理者が必要と判断した場合。

2 システム管理者は、前項第1号及び第2号の申請に基づきアカウントの廃止を行った場合、情報管理責任者又は申請者へ通知するものとする。

(二要素認証システム利用者設定)

第9条 システム管理者は、第7条第1項第1号から第3号及び第7条第2項に基づき登録を行ったアカウントについて、二要素認証システムの利用者情報の新規登録、変更又は削除を行う。

2 システム管理者は、必要に応じて総務企画局デジタル化施策推進室担当課長に対し、組織改正・人事異動・利用履歴情報に基づく二要素認証システムへの利用者情報の一括新規登録、変更又は削除を依頼することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じてシステム管理者が別に定めることとする。

附 則

この要綱は令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年6月15日から施行する。